

自治体業務円滑化に向けた情報発信・共有の課題・要望等の一覧

項目	課題		背景等	問題点	各自治体で実施している工夫点	意見・要望等
1. 許可登録業者の指導	①自治体の業者指導の体制	外国人事業者への対応	外国人事業者の一部には、日本語が通じない事業者があり、自治体担当者が指導に行っても日本語が通じずに指導が行えない等、行政指導の妨げになることがある。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人事業者は日本語が通じないため、指導が難しい。 管内の解体業者には、外国人の業者が多く、特に現場作業員は日本語を話せないことがほとんどで、指導に苦勞している。 <u>外国人従業員の作業レベルや危機意識の低さから火災等の周辺住民への影響を伴う事案が発生する事故も発生している。自動車リサイクル法の理解度も低い。</u> 外国人事業者は会話ができても日本語の読み書きができないため、自動車リサイクルシステムの運用等ができるか心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語・英語併記の指導マニュアル・指導票（許可業者用、無許可用）を作成し、活用している。特に許可業者用の指導票は、指摘頻度の高い指導事項を列記しており、該当するものにチェックを入れるだけの簡便なものとなっていて、実用性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 英語等の外国語に翻訳した、<u>指導マニュアル・標準作業書のガイドラインの共有してはどうか。</u> 現在は環境省の外国語パンフ活用。また、外国人でも見てわかる「<u>解体標準作業DVD</u>」を作成しては如何か。 <u>業界団体において外国人事業者も含めた意見交換、情報共有を進めるべきではないか。</u>
		自治体担当者の指導スキル等向上	自治体の担当者は概ね2年程度で人事異動により交代することが一般的である。 <u>担当者が制度の仕組みや運用方法について理解を深めることが課題</u> となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <u>知識の豊富な者と一緒に立入</u>ることにより、担当者を養成してきたが、人員の削減により、それも十分にできない状況がある。 5年サイクルで訪れる許可更新が多い年に、自動車リサイクル法担当者が人事異動により変わってしまい、更新に関する業務経験者がいない状況となってしまう等、担当者間の知識の伝達に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者が各役職で1名ずつ、各年代で1名ずつであり、色々な保健所のノウハウを持っている職員から伝承していくようなやり方をしている。 研修により、知識のある担当者を養成。専門家である<u>自再協との合同立入の際に、知見・ノウハウを吸収</u>している。 立入検査や新規更新のマニュアルの作成等を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体で行う担当者研修に、<u>JARCやJARPの方に講師に来て頂けるとありがたい。</u>

項目	課題		背景等	問題点	各自治体で実施している工夫点	意見・要望等
1. 許可登録業者の指導	②指導における各種判断材料	他の自治体の参考となる事例の情報共有体制構築	他の自治体が行った具体的な事例は、極めて貴重な情報である。効率的かつ効果的な制度の運用のためには、 <u>自治体間の情報を共有することが望ましい。</u>	—	<ul style="list-style-type: none"> 本庁と出先機関の自動車リサイクル法担当者が定期的に集まって会議を開き、事例やノウハウの共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間の情報共有をしていく仕組みの構築が重要。(取り組み、指導方法、業者の事例)。
	③指導時の連絡体制・情報確認手法の構築	JARSの効果的な活用方法	<p>JARSは、自動車リサイクル制度の効率的かつ効果的な運用に非常に有用ではあるが、<u>操作が容易ではなく、また、熟練も必要。</u>提供される情報を駆使すれば、<u>様々な活用ができる</u>が、専任者不足や2年程度での人事異動等の理由により自治体において、システムの能力を発揮できるレベルでの活用がなされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所閲覧-月次集計画面(検索結果画面)に検索対象期間が表示されない。 JARSを理解していない事業者がいる(特に外国人事業者)。 許可を取得した解体業者がJARSを活用していない。 大手の中古車販売業者がJARSに登録をしていない例がみられる。 JARS(自動車リサイクルシステム)への登録が義務となっていないため、登録を行わない事業者が見受けられる。 自治体において、JARSが十分に活用されているとは言い難い。JARSを活用することで、不適正な関連事業者をあぶり出すことができると考えている。 現物の処理と移動報告の状況との間に齟齬があることも散見される。 単純に報告が遅延しているのではなく、何らかの理由(既に状況が把握できない等)でシステムの処理ができない状態にあるものについて、削除等何らかの対処することはできるのか。 関連事業者の登録・許可後、JARS登録が完了するまで約1ヶ月かかるとのことだが、営業開始までに1ヶ月かかることになり、事業者の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 是正勧告等、廃掃法では事実認定が重要。<u>JARSをプリントすれば事実を押さえられる</u>のが良い。 懇談会委員及びこれまでの自治体意見を踏まえ、報告徴収機能拡充(立入検査時に有効な情報の提供)および遅延報告機能の改善を予定 実態と移動報告との齟齬についてはシステムでは把握できないため、自治体が立ち入り検査等で関連事業者を指導する際のポイントとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> JARSの使用時に、車体番号検索時、-(ハイフン)の有無で検索にかからないこと等、現場での使い勝手が悪い部分がある。 JARSの操作・活用研修を行っていただきたい。 JARSの使用マニュアルの多言語化が必要。 自動車リサイクルシステムへの登録が義務となっていないため、<u>登録を推進してほしい。</u> 解体業者がエアバッグ類の車上作動処理を行うには、自動車製造業者等との委託契約及び国の認定を受ける必要があるが、これらを確認する手段として、<u>JARSの事業者情報に情報を反映できないか。</u> <u>エアバッグ等の引渡しに係る遅延報告について、自治体側で簡便に非表示とできないか。</u> 自治体報告徴収機能に、引取業者が引取報告を行った車台の中から、<u>フロン類又はエアバッグ類の装備情報を有から無に変更されたものを抽出して表示する機能をつけられないか。</u>

項目	課題	背景等	問題点	各自治体で実施している工夫点	意見・要望等	
1. 許可登録業者の指導	④ 優良業者支援	優良業者の差別化のしくみ	コンプライアンスを遵守する事業者が評価され、利益もより多く上げられるような仕組みにより、適正なリサイクルが進むと考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法施行10年となるので、そろそろ優良業者制度の導入も視野に入れるべき。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>グリーン業者</u>」のような優良事業者の差別化をするラベリングが必要ではないか。 自治体が使用する車両については、グリーン購入（リユース部品の購入）を推進すべき。
2. 不法投棄、不適正保管、路上放置	① 不法投棄・不適正保管・路上放置の判断	使用済自動車の判断	不法投棄とみられる使用済自動車が、廃棄物に該当するののか、有価物に該当するのかなどの判断が難しく、処理が円滑に進まない。	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫として利用されていた自動車が放置され、時間経過と共に朽ちて、景観上の苦情などが寄せられる場合がある。所有者の特定や生活環境保全上の支障の有無、不適正保管・不法投棄として扱うかの判断が難しい。 放置自動車・不法投棄自動車であることの判別が困難である。 廃車後の倉庫利用を認めていることが不法投棄に繋がっている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーに対して自動車リサイクル制度のPRをより図っていくことが必要。
		不適正保管行為の明確化	依然として不適正保管が一定程度存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 使用済自動車を中古車と称して事業場外（事業所付近の公道）に保管している事例がある。 登録事業者が事業所以外の場所で使用済自動車を保管している事例がみられる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> <u>不適正保管を行っている引取業者の把握をしやすいようシステムの改修を行って欲しい（車種・色の表示等）。</u>
		使用済自動車判別ガイドラインの活用	解体業者の事業場において、中古自動車と使用済自動車の客観的な判別が難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 解体業者の事業場において、使用済自動車か、中古自動車かの客観的な判別が難しい。 使用済自動車であるかどうかはガイドラインを確認するしかないが、判断しづらい。 	—	<ul style="list-style-type: none"> <u>JARSにおける処理状況がわかるよう紙媒体の備え付けなど、システムの更なる可視化が必要。</u> 自動車リサイクル制度の浸透に伴い、劇的に放置自動車が増えているものの、制度を知らない人に対する啓発が引き続き必要。 制度に関するパンフレットの配布やテレビコマーシャルを行ってみたいかどうか。 <u>アンケート調査結果では、ユーザーへの啓発を行っているとの回答が少なく、今後とも、ユーザーへの啓発が必要。販売店、整備業者、中古車販売業者等から、ユーザーに説明してもらうことが必要。</u> メーカー又は販売店において、制度の周知を図る必要がある。

項目	課題		背景等	問題点	各自治体で実施している工夫点	意見・要望等
2. 不法投棄、不適正保管、路上放置	②ユーザーへの啓発	在日外国人ユーザーへの周知	在日外国人に対する自動車リサイクル制度の周知が不十分であるため、制度を知らずに自動車の売買が行われるケースがある。また、帰国にあたって引取業者に渡さず不法投棄をしてしまう。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在日外国人のコミュニティーを通して、「日本で就労するには日本の法律を守る必要がある、自動車リサイクル法もその一環である」というような情報伝達のアプローチ</u>をしていくことも有効なのではないか（自動車リサイクル業界に外国人が送り込まれてくるのを止めるのは難しいと思うので、送り込まれてくるのを止めるというよりは、法に則った形で就労することを促す。）。 ・ <u>アンケート調査結果では、ユーザーへの啓発を行っているとの回答が少なく、今後とも、ユーザーへの啓発が必要。販売店、整備業者、中古車販売業者等から、ユーザーに説明してもらうことが必要。</u>
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉が通じない外国人への指導は困難である。原因者の特定には手続きに時間を要することから迅速な対応ができない（車両の所有者確認に必要な手続きに時間を要する。原因者と連絡が取れないなど）。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人関連業者を対象とした外国語標記の制度説明資料等を作成すべき。
3. その他	①販売	使用済自動車から回収したエアバッグ類の不正販売	使用済自動車から回収したエアバッグ類等がネットオークションで販売されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時抹消登録した車両を中古車と称し、エアバッグ類をインターネットで販売している解体業者がいる。自動車リサイクル法の使用済自動車と中古車の定義が通知文書だけで解釈されており、曖昧なため法律で取り締まることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車上作動の会社に対する監査の中で、輸出目的や販売目的のエアバッグ類が見つかった場合は、一部のメーカーについては調査可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リコール対象エアバッグ等が流通した際の消費者の安全への影響という観点から、<u>オークションサイトの運営会社に対して、国から注意喚起を行うことが考えられる。</u> ・ 整備業者に対して実態把握をしてもよいのではないか。 ・ <u>無許可解体等の防止のため、オートオークションにおいて使用済自動車と思われるものについては取り扱わないよう、関係団体に働きかけてもらいたい。</u>
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可業者もネットオークションに解体自動車から回収したエアバッグを出品しているケース有。 ・ 一時抹消した車両について、車は解体したにも係らず、自動車リサイクルシステムに乗せない事例があるのではないか。 	—	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 出品した車台がオークションで流札した後、自社で引取り、引取報告をした上、解体工程に移動報告し、最終解体を行っている。 ・ 部品取りに使用する車台からは、エアバッグの外、関連パーツを取り外し、「おこし」に使用する車台の整備に使用している。また、それ以外に、「おこし」に必要なエアバッグ類を、ヤフーオークション等で仕入れている。 	—	